

令和8年5月20日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する令和8年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第2項において準用する条例第10条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1	条例第14条第1項第1号アに掲げる額	21,860円
2	条例第14条第1項第1号イに掲げる額	
	条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額	21,283円
	条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額	10,642円
	条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額	15,963円
3	条例第14条第1項第2号アに掲げる額	15,614円
4	条例第14条第1項第2号イに掲げる額	
	条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額	15,202円
	条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額	7,601円
	条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額	11,402円
5	条例第14条第1項第3号アに掲げる額	6,246円
6	条例第14条第1項第3号イに掲げる額	
	条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額	6,081円
	条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額	3,041円
	条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額	4,561円